

- o）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認めらるとき。
 - d）お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - e）お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日前までに、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - f）スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるはそのおそれが極めて大きいとき。
 - g）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 3）当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額をお客様に払戻します。

15. 取消料

1）旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をいただきます。（但し、パンフレットに取消料を明示した場合はそれによります。）尚、複数人数でご参加で、一部の方が取消の場合は、ご参加のお客様からは 1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除無連絡不参加
	2 1 日前まで	2 0 日～8 日前まで	7 日～2 日前まで			
取消料	無 料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	全 額

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除無連絡不参加
	1 1 日前まで	1 0 日～8 日前まで	7 日～2 日前まで			
取消料	無 料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	全 額

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日の当日	旅行開始後の解除・無連絡
	21 日前まで			
取消料	無 料		旅行代金の 30%	全 額

取消日	利用開始日の前日から起算してさかのぼって		利用開始日の当日	利用開始後の解除無連絡不参加
	4 日前まで			
取消料	申込人員・15 名以上の場合旅行代金の 20%	申込人員・15 名以上の場合旅行代金の 30%	旅行代金の 50%	全 額
	・14 名以下の場合無料	・14 名以下の場合旅行代金の 20%		

- 2）旅行代金が期日までに支払われなときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- 3）お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消とみなし、所定の取消料を収受します。

16. お客様による契約の解除（旅行開始後）

1）お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

2）お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスの提供を受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げた時は、第 13 項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく受領できなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、受領できなくなった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

17. 当社による契約の解除（旅行開始後）

1）当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- a）お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b）お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴動又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c）天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行の継続が不可能になったとき。
- d）お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為をおこなつたとき。

2）当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除した時は、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する債務については、有効な弁済がなされたものとします。

3）本項(2)の場合において、当社は旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いて払戻いたします。

4）本項(1)の a、c により当社が旅行契約を解除した時は、お客様のお求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

18. 旅行代金の払い戻し

当社は、第 11 項(3)から(5)までの規定による旅行代金の減額又は第 13 項から第 17 までの規定による契約の解除によってお客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第 19 項(3)のクーポン類の引き渡し後の払戻しに際して当該クーポン類を当社に提出していただく必要がある旅行は、それらの提出がない場合は旅行代金の払戻しができないことがあります。

国内募集型企画旅行条件書

する方法により当該正面に記載する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたしました。また、お客様の使用する通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認いたします。なお、当社は業務上の都合により、本項のお取り扱いをしない場合があります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日前までにお支払いいただきます。尚、14 日前以降にお申し込みされた場合は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにいただきます。

7. 旅行代金について

1）参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合は、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 3 歳以上 12 歳未満の方はこども代金となります。コースによっては幼児代金・乳幼児代金等の設定がございます。

2）旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

3）「追加代金」（価格表示欄に「追加代金として表示した金額」とは、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊施設指定の選択、延泊等による宿泊代金等、基本代金に追加する旅行代金をいいます。

4）「割引代金」とは、価格表示欄に「〇〇割引」として割引代金を表示したものをいいます。

5）「お支払い対象旅行代金」とは、旅行代金と追加代金の合計額から割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額が第 2 項(1)の「申込金」、第 15 項(1)の「取消料」、第 15 項(2)の「違約料」、及び第 24 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

1）旅行日程に明示した運送機関の運賃（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、観光料金、消費税等諸税、空港施設使用料（空港により必要な場合）。

2）添乗員付コースの添乗員同行費用。
上記の費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前 8 項以外のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

1）超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）

2）コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報・電話料等の個人的性質の諸費用、それに伴う税（消費税等諸税）・サービス料。

3）「お客様負担」等旅行代金に含まれていない旨を明示した観光に伴う入場料等。

4）ご希望者のみ参加されるオプションプラン（別途料金の小旅行）の代金等。

5）ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

6）傷害・疾病に関する医療費。

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに、当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の変更

1）当社は、利用する運送機関の運賃が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。

2）本項(1)により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 16 日前までにお客様に通知いたします。

3）本項(1)により旅行代金を減額するときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

4）第 9 項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。

5）運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。

12. お客様の交替

お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じます。尚、航空機の空席状況、適用する運賃規則、その他やむを得ない事由により予約や氏名変更ができない場合があり、これらの理由により、当社はお客様の交替をお断りすることがあります。

13. お客様による契約の解除（旅行開始前）

1）お客様は、第 15 項に定める取消料を当社にお支払いいただくことによりいつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除の申し出の受付は当社の営業時間内とします（営業時間終了後に着信したファクシミリ、Eメール等は、翌営業日の受付となります）。

2）お客様は、次の項目に該当する場合は、本項(1)の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約の解除することができます。

- a）第 10 項に基づき旅行契約内容の重要な変更があった場合、その変更が第 24 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- b）第 11 項(2)に基づき旅行代金が増額されたとき。
- c）天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- d）当社がお客様に対し、第 5 項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかつたとき。
- e）当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

14. 当社による契約の解除（旅行開始前）

1）お客様が第 6 項の期日までに旅行代金を支払われなときは、当社がその翌日においてお客様が契約を解除したものとすることがあります。この場合、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

2）当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。

- a）お客様が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- b）お客様が病氣、必要な介助者の不在その他事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

1. 募集型企画旅行契約

1）この旅行は、株式会社 TKUヒューマン（以下「当社」という）が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

2）「募集型企画旅行」とは、当社が、あらかじめ旅行者の募集のために、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊サービスの内容、並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

3）当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

4）旅行契約の内容・条件は、募集パンフレット又はホームページ（以下「契約書面」という）・本旅行条件書・出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」という）によります。

5）当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、最終旅行日程表に記載している発地を出発（集合）してから、当該着地に帰着（解散）するまでとなります。

2. 旅行契約のお申込み・ご予約

1）当社所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます（なお、旅行パンフレット、ホームページにこれと異なる金額の申込金の記載がある場合は、その定めるところによります）。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれ一部として取り扱います。

旅行代金	3 万円未満	3 万円以上 6 万円未満	6 万円以上 10 万円未満	10 万円以上 15 万円未満	15 万円以上
お申込金	6,000 円	12,000 円	20,000 円	30,000 円	旅行代金の 2 0 %

2）当社はこちら店、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を承ります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内にお申込書の提出とお申込金のお支払いをしていただきます。（受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、Eメール等は、翌営業日の受付となります）。この期間内にお申込金のお支払いがない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

3）当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループにかかわる旅行業務に関する取引は当該契約責任者との間で行います。この場合契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出いただきます。

4）お申し込みの時点で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様が取消待ち状態でお待ちいただける期限を確認した上で、ご予約可能となるよう、手配努力する場合がございます。この場合当社は申込金をお預かりし、当社がご予約が可能となった旨を通知したときに、申込金として受領いたします。但し、「当社がご予約が可能となった旨を通知する前にお客様より取消待ち登録の解除のお申し出があった場合」または「お待ちいただける期限までに結果としてご予約できなかった場合」は、当社は当該申込金を全額払戻しいたします。

5）本項(4)の場合、手配完了は保証されたものではございません。

3. お申し込み条件

1）20 歳未満の方が単独でご参加の場合は、保護者（法定代理人）の同意書が必要です。15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

2）特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

3）旅行のお申し込み時に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、医師の診断書を提出していただく場合がございます。尚、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきますか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

4）当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。

5）お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はお客様のご負担となり、お客様は当該費用を当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6）お客様のご都合による別行動は原則としてお受けいたしかねます。ただし、別途条件でお受けすることもございます。

7）旅程中、お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時などについて必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただけます。

8）他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合がございます。

9）その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合がございます。

4. 旅行契約の成立時期

1）当社とお客様との旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立するものといたします。

2）第 2 項(4)の場合は、お待ちいただける期限内に契約締結が可能となり、かつこの時点までにお客様より取消待ちの解除のお申し出がなく、当社が契約締結が可能になった旨をお客様に通知し申込金を受領した時点で成立いたします。

3）通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立します。但し、当該契約のお申込みを承諾する旨の通知を Eメール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達したときに成立します。（お客様がその内容を知り得る状況になった時をいい、お客様が内容を了知した時ではありません）。

5. 契約書面・最終旅行日程表のお渡し

1）当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書などにより構成されます。

2）当社はあらかじめ本項(1)の契約書面を補完する書面として、お客様に、集合時間・場所、利用する運送機関、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日からさかのぼって 7 日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。なお、お渡し方法には郵送を含みます。

3）当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終旅行日程表の交付に代えて、情報通信技術を利用

19. 添乗員・旅程管理

- 添乗員が同行する旨を表示したコースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービス内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- 現地添乗員が同行する旨を表示したコースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- 「個人旅行」は添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身にて行っていただきます。
- 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

20. 当社の責任

- 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた者が故意または過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被られた被害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社にたして通知があったときに限ります。
- お客様が次に掲げる理由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。
 - 天災地変、気象条件、暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関の事故若しくは火災、サービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - 官公署の命令、または伝染病による隔離
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延、普通、経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮
- 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、賠償いたします。ただし、損額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合は除く）といたします。

21. 特別補償

- 当社は第20項(1)に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当該旅行契約約定特別補償程で定めるところにより、当社が実施する国内募集型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円をお支払いいたします。また手荷物に対する損害につきましては、損害補償金15万円を限度（ただし一個または一対についての補償限度は10万円）をお支払いいたします。
- 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨募集パンフレットまたはホームページに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、疾病などの他、募集型企画旅行の旅行日程に含まれない場合でも、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社はの本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された時はその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

22. お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容とことなるものと認識した時は、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。
- お客様は旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

23. オプションプランまたは情報提供

- 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行（以下「当社オプションツアー」といいます。）の第21項（特別補償）の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱いたします。
- 募集パンフレット、またはホームページなどでオプションプランの企画・募集・実施が当社以外である旨を明示した場合には、オプション参加中にお客様に発生した第19項（特別補償）で規定する損害に対しては同項の規定に基づき損害補償金又は見舞金を支払います。（但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ又は確定書面に記載しば場合を除きます。）また、当該オプションツアーの運航事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拠ります。
- 当社は、募集パンフレットまたはホームページなどで「単なる情報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合がございます。この場合当社の募集型企画旅行参加中に、当該可能なスポーツによりお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用いたしますが、それ以外の責任は負いません。

24. 旅程保証

- 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの以外の次の①②の変更を除きます）が生じた場合は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。
 - a）旅行日程に支障もたらず悪天候、天災地変。
 - 戦乱。
 - 暴動。
 - 官公署の命令。
 - 欠航、不通、休業など運送・宿泊機関などのサービス提供の中止。
 - 遅延、運送スケジュールの変更など当初の運航（運行）計画によらない運送サービスの提供。
 - 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置。

- ②第13及び14項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
 - ③募集パンフレットまたはホームページに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、お支払い対象旅行代金に15%を乗じて得た金額を上限といたします。また、ひとつの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いいたしません。
- 当社はおお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行う場合がございます。
- 当社が本項1）の規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第21項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は当社が支払うべき損害賠償の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いいたします。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 募集パンフレットまたはホームページに記載した旅行開始日または終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 募集パンフレットまたはホームページに記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます）その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 募集パンフレットまたはホームページに記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります）	1.0%	2.0%
4. 募集パンフレットまたはホームページに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 募集パンフレットまたはホームページに記載した日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 募集パンフレットまたはホームページに記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
7. 募集パンフレットまたはホームページに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
8. 上記の①～⑦に掲げる変更のうち募集パンフレットまたはホームページのツアー・タイトル中に記載あった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：確定書面（最終旅行日程表）が交付された場合には、「契約書面（募集パンフレットまたはホームページ）」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用いたします。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱いたします。

注2：1件とは、運送機関の場合1乗車船などごとに、宿泊機関の場合1泊ごとに、その他旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件といたします。

注3：③または④に掲げる変更にかかわる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取扱いたします。

注4：④または⑥もしくは⑦に掲げる変更が1乗車船または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船または1泊につき1件として取扱いたします。

注5：⑧に掲げる変更については、①～⑦の料率を適用せず、⑧の料率を適用いたします。

25. 旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレット又はホームページ等に明示した日付となります。

26. 個人情報の取扱いについて

- 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
※その他、当社では、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスのお願い。⑤統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用していただくことがございます。また、旅行手配、統計処理などのために、業務を委託する場合があります。

- 当社は、旅行先でのお客様のお買い物の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を守秘義務契約を締結した土産物店（DFSギャラリア・沖縄【免税店】）に提供する場合があります。この場合、お客様の氏名・搭乗日および搭乗される航空便名などに関わる個人情報を、あらかじめ電子的方法などで送付することにより、提供いたします。なお、これらの事業者への個人情報の提供停止をご希望される場合は、当社のお問い合わせ窓口宛に、ご出発前までにお知らせください。

27. その他

- お客様が個人的な案内・買い物などを添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内する場合がございますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- 事故等のお申し出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）
- 天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様負担となります。
- 小人代金は、特に注釈がない場合は、旅行開始日当日を基準に、満3歳以上、12歳未満のお子様に応用となります。
- 旅館ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービスを追加された場合、原則として消費税などの諸税が課せられます。
- お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度（フレックストラベラー制度）に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分にかかわる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。

- お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

- お客様のご都合による航空便の変更・行程変更はできません。

28. 国内旅行保険加入のおすすめ

安心してご旅行していただくため、お客様ご自身で保険をかけられるようおすすめいたします。

29. 営業保証金と苦情の申し出

- 営業補償金

- 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第7条第1項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。
- 当社が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は次の通りです。

社団法人 全国旅行業協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル5階

- 苦情の申し出

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について徐力を求めるための申し出をすることができます。

名 称 社団法人 全国旅行業協会
所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル5階

電 話 03-5401-3600

<p>株式会社TKUヒューマン</p> <p>〒861-5525</p> <p>熊本市北区徳王1丁目6-52 TKUぷらざ2F</p> <p>総合旅行業務取扱管理者 西 恵津子</p>
